職業紹介事業運営　自主点検チェックリスト（令和３年４月版）

～p4~5のチェックポイントで内容チェックしてください～

１　職業紹介事業関係について

（１） 職業紹介事業者は求職者等利用者に対して、差別的な取扱（たとえば、求職者の登録に対して年齢制限を設けたり、性別によって登録することを拒んだり等）をしていませんか。　　　　　　　　　　　　　　□している　□していない→★１★

（２） 求人者からたとえば「女性に限る」「男性に限る」という性別の注文に応じていませんか。

□応じている　□応じていない→★２★

（３）　求人者から年齢制限のある求人の申し込みを受けた場合、年齢制限が合理的な理由に該当するものかどうか確認していま

　　　すか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□している　□していない→★３★

（４） 年齢制限を行う理由が適正に提示されている場合は、その理由を求人票等で求職者に対し適切に提示していますか。

□している　□していない→★４★

（５）　年齢制限を行う理由が不適切なものや、理由が提示されていない場合は、求人内容是正の働きかけをしていますか。

□している　□していない→★５★

（６）　求人者から年齢制限を行う求人の申し込みがあり、やむを得ない理由が適正に提示されている場合は、当該理由を求職者

　　　に対して、書面又は電子メール等により具体的な理由を提示していますか。　　　　　□している　□していない→★６★

（7-1）　求職者に労働条件等（業務内容、労働契約の期間、就業場所、労働時間・時間外の労働の有無・休憩時間及び休日、賃金、

　　　各種保険の適用に関する事項）をどういう方法で明示していますか。

□書面の交付　□電子メール　□その他の方法で明示　□明示していない→★７★

（7-2）　改正職業安定法の施行により労働条件明示に追加された項目（求人者名、試用期間の有無とその内容、派遣労働者として雇用する場合はその旨、賃金に固定残業代が含まれていた場合の内容（時間や金額など）、裁量労働制が適用されている場合はその旨、就業場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項）を加えて求職者に明示していますか。

□している　□していない→★７★

（7-3）　求職者に労働条件等を明示するに当たって、従事すべき業務の内容等の水準（職場環境を含む）、範囲等を可能な限り限定し明示していますか。

　　　　また、明示する条件内容が、労働契約締結時の条件内容と異なる可能性がある場合は（異なることを確認した場合を含む）、速やかに求職者に知らせていますか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□している　□していない→★７★

（８） 求職者の個人情報を取り扱う者の範囲を限定し、明確にしていますか。　　　　　　　□している　□していない→★８★

（９） 求職者の個人情報を取り扱う者以外が取り扱えないような措置を講じていますか。　　□している　□していない→★９★

（１０）　職業紹介をするにあたり業務内容に港湾運送業務、建設業務が含まれていないことを確認していますか。

□している　□していない→★１０★

（１１）取扱職業の範囲の限定をしていない場合、求人・求職の申込みを断ったことはありますか。

□断ったことがある　□断ったことはない→★１１★

（１２） 『厚生労働省令で定める手数料』及び『届出手数料』を超えた手数料を求人者から受けたことがありますか。

□受けたことがある　□受けていない→★１２★

（１３） 取扱職種の範囲等、手数料や返戻金制度に関する事項、苦情に関する事項（苦情処理担当者、苦情処理体制等）、求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項を、求人又は求職の申込みを受理した後、速やかに、書面の交付または電子メールで明示していますか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□している　□していない→★１３★

（１４）　求職者及び求人者の双方に対して、求職者から徴収する手数料、求人者から徴収する手数料及び返戻金制度に関する事項を明示していますか。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□している　□していない→★１４★

（15-1）　手数料管理簿、求人管理簿、求職管理簿を適正に備え付け、記載していますか。特に、取扱職業を主に配ぜん人またはマネキンとしている職業紹介事業者において、臨時・日雇いとして反復継続して求人・求職の申込みがされ、受付手数料を徴収している場合は、その都度、記載していますか。　　　　　　　　　　　　　　□している　□していない→★１５★

（15-2）　改正職業安定法の施行に伴う要領の改訂により、求人管理簿、求職管理簿に追加された項目（採用された場合に、期間の定めの有無、期間の定めの無い場合に採用日から2年後の日や離職状況など）が記載されていますか。

　　　　　※離職状況については、平成３０年４月1日以降に就職した者から記載が必要となります。

□している　□していない→★１５★

（１６）　求人者から求人の申込みがあった場合、「求人不受理」に該当するような一定の労働関係法令違反等がないかの確認や求人者からの自己申告を受けていますか。

□受けている　□受けていない→★１６★

２　職業紹介責任者関係について

（１７）　職業紹介責任者講習を５年に１回受講した者が職業紹介に従事する者５０人当たり１人以上選任されていますか。

　　　　　　　　 　　　　　　　□されている□されていない→★１６★

（１８）　求人者・求職者からの苦情があった場合、苦情の内容や対応経過等を記録していますか。

□している　□していない→★１７★

（１９）　職業紹介に従事する従業員に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育（労働関係法令等）を行っていますか。

□している　□していない→★１８★

（２０）　定期的に労働関係法令等の改正に関する情報が把握できるよう、「厚労省人事労務マガジン（メールマガジン）」に登録又は第三者に依頼して情報提供を受けていますか。　　　　　　　　　　　　　　　□している　□していない→★１９★

３　その他

（２１）　業務運営規程、手数料表及び返戻金制度を利用者にわかりやすく、閲覧の便利なところに掲示していますか。

□している　□していない→★２０★

（２２） 求職者の賃金を求人者に代わって支払っていることはありますか。　　　　　　□あります　□ありません→★２１★

（２３）　毎年４月３０日までに前年度における職業紹介事業の状況を、報告書にまとめ作成し提出していますか。

□提出している　□提出していない→★２２★

（２４）　厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」に、紹介実績等に関する情報提供を行っていますか。

□提供している　□提供していない→★２３★

　※情報提供内容は以下のとおり

・就職者数及び就職者数のうち無期雇用就職者数

・無期雇用就職者のうち就職後６箇月以内に離職した者の数

・手数料に関する事項（手数料表、返戻金制度の有無）

（２５）　紹介就職した者のうち無期雇用就職者について、就職した日から２年間、転職勧奨を行っていませんか。

　□行っていない　□行っている→★２４★

（２６）　求職者の勧奨にあたって、金銭等（いわゆる「祝い金」など）を提供していますか（提供する旨の広告を含む）。

□提供していない　□提供している→★２５★

チェックポイント

１　職業紹介事業関係について

★１★

　職業紹介事業者はすべての利用者に対し、求人・求職の申し込みの受理、相談、指導、紹介等の業務について、人種、国籍，信条、性別，社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取扱をしてはいけません。（職業安定法第３条）

★２★

　労働者の募集及び採用について、女性と男性を差別することは均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）第５条に違反します。また、これに基づいて職業紹介を行うことは、差別的取扱いを禁止する安定法第３条に反するものです。(職業安定法指針第２の２)

　ただし、理由によっては可能な場合があります。男性の多い職場に、男女の均等を図るために女性の募集を行う場合（ポジティブアクション）や当該業務が、他の法令上性別が限定されている場合です。

　判断に迷う場合には、労働局雇用環境・均等部へご相談ください。

★３★　★４★　★５★　★６★

　雇用対策法により、事業主は労働者の募集及び採用について年齢制限の禁止が義務化さています。

この趣旨を踏まえ、事業主から年齢制限を行うやむを得ない理由の提示を受けた職業紹介事業者は、求職者に対して当該理由を適切に提示することに加え、職務の内容、必要とされる適正、能力、経験、技能の程度などを出来る限り明示することが必要です。

・年齢制限を行う求人の申し込みがあった場合は、提示された理由が「雇用対策法施行規則第１条の３第１項」各号（例外事由）に該当するか否かを確認してください。

・やむを得ない理由により、一定の年齢（６５歳以下）を下回わる条件で募集、採用を行う場合は、当該理由を求職者に対し適切に提示して下さい。（職業安定法指針の第３の４）

・求人申し込みの内容が法令に違反しているものであると認められる場合は、申し込みの内容を是正するよう働きかけを行ってください。

・年齢制限に関する是正を働きかけたにもかかわらず是正されない場合は、当該求人申し込みの受理を行わず、管轄の公共職業安定所に情報を提供してください。

★７★

　職業紹介事業者は求職者に対して労働条件等を明示しなければなりません。労働条件等の明示に当たっては、書面の交付の方法または電子メールを利用する方法により行うこととされています。明示に当たっては、労働者を雇用しようとする者に関する事項、試用期間の有無及びその期間、派遣労働者として雇用しようとする場合にはその旨を明示する必要があります。（職業安定法第５条の３）

また、明示にあたっては、求職者の誤解が生じることのないように、虚偽又は過大な内容にしないこと、労働時間に関して裁量労働制が適用される場合はその旨、賃金については、一定時間分の時間外労働に対して定額で割増賃金（固定残業代）を支給する場合、固定残業代にかかる計算方法（労働時間数、金額）について明らかにする必要があります。

　なお、労働条件等を明示する場合、従事すべき業務内容等の水準（職場環境を含む）や範囲等が限定されるよう明示するとともに、労働契約締結時にその条件の変更の可能性がある場合は、速やかに求職者へ知らせなければなりません。（職業安定法指針第３の１）

★８★　★９★

　職業紹介事業者は個人情報管理規程を作成し、個人情報を取扱うことのできる者の範囲を明確にしなければなりません。また、個人情報を正確かつ最新なものにする措置、破壊・改ざんを防止する措置、正当な権限を有さない者によるアクセスを防止する措置、保管の必要のなくなったものを破棄・削除する措置を講じることが必要です。（職業安定法第５条の４）

★１０★

　港湾運送業務に就く職業、建設業務に就く職業の二つの職業は、有料職業紹介事業の取扱職業とすることはできません。なお、職業安定法第３２条の１１には「その他有料の職業紹介事業においてその職業の斡旋を行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業」とされていますが、この厚生労働省令で定める職業は、現在定められていません。(職業安定法３２条の１１)

★１１★

　取扱業務の範囲等を限定しないことは、あらゆる職業についての、求人、求職を受けなければならないことになります。全職業を取り扱うことが困難と判断される場合には、適格紹介の観点から、取扱業務の範囲等を限定し、届出る必要性があります。（職業安定法第５条の５、第５条の６、第３２条の１２）

★１２★

　手数料として徴収できるものは、｢届出制手数料｣または「厚生労働省令で定める手数料」に基づく手数料のみです。求職者・求人者から徴収する手数料の額や率の範囲で徴収しなければなりません。（職業安定法第３２条の３）

★１３★

　職業紹介事業者は、①取扱職種の範囲等、②手数料や返戻金制度に関する事項、③苦情処理に関する事項、④求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱に関する事項を求人者及び求職者に対し明示するとともに、事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示しなければなりません。（職業安定法第３２条の１３、施行規則第２４条の５）

★１４★

　職業紹介事業者は、求人の申し込み又は求職の申し込みの受理に際してあらかじめ、求職者から徴収する手数料、求人者から徴収する手数料及び返戻金制度に関し、双方の手数料等の内容を盛り込み、速やかに書面又は電子メールにより行わなければなりません。（職業安定法第３２条の１３、施行規則第２４条の５）

★１５★

　職業紹介事業者は［求職管理簿］、［求人管理簿］、［手数料管理簿］を備え付け、求人・求職受理状況及び紹介・就職状況、手数料の徴収状況を把握する必要性があります。

　なお、改正職業安定法の施行により、期間の定めの有無、期間の定めの無い場合に採用日から２年後の日に加え、平成30年4月1日以降に就職した者から、早期離職の状況などの記載が必要となります。

　また、臨時・日雇いとして反復継続して求人・求職の申込みがされ、受付手数料を徴収している場合は、常用雇用となるか否か適正に判断できるよう、紹介の都度、求人管理簿、求職管理簿、手数料管理簿に適正に記載する必要があります。

帳簿類の保存期間は、求人、求職管理簿については、求人、求職の有効期間の終了後、手数料管理簿は、手数料の徴収完了後、2年間となります。（職業安定法第３２条の１５、施行規則第２４条の７、職業紹介事業業務取扱要領）

★１６★

　職業紹介事業者は求人者に対し、求人の申し込みごとに法第5条の5第1項第3号及び第5号のいずれかに該当するか否かを自己申告させたうえで求人の申し込みを受理する必要があります。様式例第７号「自己申告書」に準じた書式により確認してください。なお、求人者が正当な理由なく自己申告に応じない場合には、求人者が法第5条の5第3項違反となり、職業紹介事業者は、同条第1項第6号により、当該求人者からの求人の申込みを受理しないことができます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（職業安定法第５条の５第１項第３号及び第５号、同条第２項、同条第３項）

２　職業紹介責任者関係について

★１７★

　職業紹介責任者は、職業紹介に関する業務を統括管理するものです。その役割は次の通りです。

・求人者または求職者から申出を受けた苦情の処理に当たること。

・求人者の情報及び求職者の個人情報の管理に関すること。

・求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他職業紹介事業の業務を統括し、その改善を図ること．安定機関との連絡調整に関すること。

　また、選任要件については職業紹介に係る業務に従事する者５０人当たり１人以上の者を選任する必要があります。(職業安定法３２条の１４、施行規則第２４条の６)

★１８★

　職業紹介責任者は、求職者、求人者等からの苦情について、あらかじめ苦情相談の窓口、苦情対応方法等を明確にし、苦情の内容、対応の経過を記録すること等により、苦情の具体的な内容及び具体的な問題点の把握に努めるとともに、求人者等の関係者との連携の下に、適切かつ迅速に対応することが必要です。

　また、苦情処理を行った場合には、対応の内容や問題点について整理し、その後の苦情処理への対応に活用するよう努めることが必要です。（職業安定法第３２の１４、職業安定法指針第５の３）

★１９★　★２０★

　職業紹介責任者の責務に従業員に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行うことが追加されました。（職業安定法第３２条の１４）

　また、職業紹介責任者は、「厚労省人事労務マガジン（メールマガジン）」に登録（第三者に依頼して情報提供を受けることを含む）し、定期的に労働関係法令等の改正に関する情報を把握しなければなりません。（職業紹介事業業務運営要領）

３　その他

★２１★

　職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、手数料表及び返戻金制度、業務の運営に関する規程を掲示しなければなりません。このことは業務運営方針を示すうえで必要なものであり、業務運営上のトラブルを避けるためには重要なことです。（職業安定法第３３条の１３、施行規則第２４条の５）

★２２★

　賃金の支払いについて、雇用主から直接支払われず、職業紹介事業者が賃金を代理受領し、間接的に労働者に支払われていることは、自己の雇用する労働者に賃金を支払う行為と同様であり、職業安定法により禁止されている労働者供給事業に該当するおそれがありますので、改善の必要性があります。（職業安定法第４４条）

　また、賃金は直接払いの原則により雇用主自ら支払わなければなりません。（労働基準法２４条）

　職業紹介事業者から求職者に賃金が支払われた場合は、職業紹介事業者のみならず求人者にも罰則規定が適用される場合があります。

★２３★

　職業紹介事業者は毎年４月３０日までに、前年度の職業紹介事業の状況を事業所ごとに、「職業紹介事業報告」にまとめ作成し、提出しなければなりません。(職業安定法第３２条の１６)

　なお、変更の届出については、変更事実の発生した日の翌日から１０日以内、ただし紹介責任者の変更は３０日以内に届出しなければなりません。（職業安定法第３２条の７、施行規則第２３条）

★２４★

　職業紹介事業者は、就職者数及び就職者数のうち無期雇用就職者数、無期雇用就職者のうち就職後６箇月以内に離職した者の数、手数料に関する事項（手数料表、返戻金制度）について、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」へ掲載することにより情報提供を行わなければなりません。（職業安定法第３２条の１６）

★２５★

　職業紹介事業者は、その紹介により就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者）に対して、就職した日から２年間、転職の勧奨を行ってなりません。（職業安定法指針第５の４）

★２６★

　求職の申込みの勧奨については、職業紹介事業者が求職者に金銭等を提供することによって行うことは好ましくなく、求職者がその能力に適合する職業に就くことができるように職業紹介事業の質を向上させることによって行うべきとなっています。（職業安定法指針第５の８）

★　★の項目については、定期指導の際の指導事項として多く見受けられます。

今後も適正に事業運営を行っていただくために十分ご留意ください。